### 第113回全国市長会関東支部総会 提出議案

群馬県市長会

- 1 地方行財政の充実強化について
- (1)企業版ふるさと納税の延長について
- (2) 転出証明書情報の転入先への電子送信について
- (3) 融資制度の返済不能に伴う損失補てんに対する財源措置について
- (4)飼料・資材・燃料の高騰に伴う畜産農家に対する助成について
- 2 福祉行政の充実強化について
- (1)新型コロナワクチンの定期接種化に係る財政支援について
- (2)自治体病院における医師の確保について
- (3)帯状疱疹ワクチンの早期定期接種化について
- 3 教育行政の充実強化について
- (1)学校給食費に対する財政支援について
- (2)公立学校施設整備等の拡充について
- (3)特別支援教育支援員等の任用に係る財政支援について
- (4)子どもの学びの充実等について
- (5)校内教育支援センターに係る教職員の配置等について
- 4 生活環境の充実強化について
- (1)老朽化した浄水場の改築・更新に対する財政支援の拡充について
- (2)鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて
- (3)特定外来生物防除等対策事業の補助制度の拡充について
- 5 都市基盤の整備促進について
- (1)防災・減災、国土強靭化対策等の延長について
- (2)河川の監視強化について
- (3)道路構造物の維持修繕について
- (4)建設事業等への国庫補助金の確保について

## 1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講 じること。

## (1)企業版ふるさと納税の延長について

法人関係税から最大で寄附額の約9割が控除される地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、地方創生を推進する上で不可欠な制度であることから、令和6年度までとなっている税額控除の特例措置の期限を延長すること。

## (2) 転出証明書情報の転入先への電子送信について

事務の効率化や待ち時間の短縮などが図られるよう、マイナンバーカードの所有の有無に関わらず、住民の転出手続後に転出証明書情報を住民基本台帳ネットワークシステムを通じて転入先へ電子送信することを可能とすること。

### (3) 融資制度の返済不能に伴う損失補てんに対する財源措置について

コロナ禍で実施してきた民間の実質無利子・無担保融資や地方自治体の制度融資の返済が令和5年度から本格化したが、原材料費等の物価高騰により経営状況が改善しないまま自己破産する事業者が増える傾向にあり、今後地方自治体の制度融資において損失補てん額の増加が見込まれることから、損失補てんに対する財政支援を講じること。

# (4)飼料・資材・燃料の高騰に伴う畜産農家に対する助成について

コロナ禍による消費の減少、ウクライナ情勢などに伴う飼料価格や原油価格の高騰に加え、円安による乾牧草の価格高騰や乳価の低調、肉用子牛の価格下落による収益低下などにより畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあることから、畜産経営の安定及び安全・安心な国産畜産物の安定的な供給を図るため、全国一律での財政支援を強化すること。

## 2 福祉行政の充実強化について

福祉行政の充実を図るため、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

## (1)新型コロナワクチンの定期接種化に係る財政支援について

新型コロナワクチンについて、令和6年度から予防接種法に基づく定期接種として実施する方針が示されているが、費用がインフルエンザワクチンと比較して高額になることが懸念されていることから、対象者がインフルエンザワクチンと同程度の自己負担で接種でき、かつ、全国の自治体において超過負担が生じないよう財政措置を講じること。

## (2) 自治体病院における医師の確保について

医師の地域的偏在や医師不足から、地域医療の中核を担う自治体病院において診療科 を維持できず、地域医療崩壊の危機にさらされていることから、医師の確保や偏在対策 のための施策に対する更なる財政支援や特に、医師不足が深刻な産科及び小児科におけ る医師確保のための即効性のある支援措置を講じること。

## (3)帯状疱疹ワクチンの早期定期接種化について

帯状疱疹の発症予防のために有効とされている帯状疱疹ワクチンについて、接種費用が高額であることから、多くの市民が安心して接種を受けられるよう、予防接種法に基づき、定期接種化すること。

### 3 教育行政の充実強化について

教育行政の充実を図るため、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

## (1) 学校給食費に対する財政支援について

学校給食の主食や牛乳、副食食材費の全てが高騰している状況にあり、今後も更なる値上げが想定されることから、保護者負担軽減のため、物価高騰対応重点支援地方交付金の継続又は、それに代わる補助金等による財政支援を物価高騰が続く限り講じること。

給食費無償化事業は、少子化対策、子育て支援、子育て世帯の経済的負担の軽減も含め、総合的に子育てを支援する策として、有効的な対策の一つであるが、市町村ごとに 実施状況が異なり地域格差が生じているため、全ての自治体において小・中・義務教育 学校の給食費無償化が早期に実現するよう、国において財政措置を講じること。

## (2)公立学校施設整備等の拡充について

学校施設の老朽化は全国的な問題となっており、全国的に長寿命化改良事業の必要性が高まっていることから、事業を確実に推進するため、国の公立学校施設に係る国庫補助金の当初予算の増額を図ること。

また、計画的かつ確実に推進していく必要があることから、学校施設環境改善交付金における実態に即した補助単価の設定と交付金算定割合の引上げを行うなど、財政支援の充実を図ること。

#### (3)特別支援教育支援員等の任用に係る財政支援について

特別な支援を必要とする児童生徒など、様々な状況下にある児童生徒の学びを保障するために学校現場に任用している特別支援教育支援員等の配置に対して、地方財政措置等では十分ではなく地方自治体の財政負担が大きいため、実態に即した財政措置の拡充を図ること。

# (4)子どもの学びの充実等について

誰一人取り残さない子ども一人一人の学びの充実のため、特別支援学級を含む現行の 学級編成基準の見直しを図ること。

また、教師の多忙化解消の観点から、県費負担教職員の配当基準の見直しによる教職員の増員を図ること。

# (5)校内教育支援センターに係る教職員の配置等について

不登校児童生徒対策のひとつとして、校内教育支援センターにおける児童生徒の状況 に応じた学習支援、教育相談を行うための職員の配置について、地方自治体の財政負担 が大きいため、実態に即した教職員の配置に関する制度の改善と財政措置の拡充を図る こと。

## 4 生活環境の充実強化について

安全で快適な生活環境の整備促進を図るため、国は次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じること。

## (1) 老朽化した浄水場の改築・更新に対する財政支援の拡充について

地方公営企業により運用している浄水場施設は、老朽化により今後、安全で強靱な水道インフラを継続して提供していくための大規模な施設改築・更新を余儀なくされているが、国の現行の財政支援制度は補助率が低く、また、採択基準が厳しいために必要となる制度の活用が図れない状況であり、浄水場の更新需要が今後とも増加していく中での活用可能な財政支援制度の創設及び拡充と採択要件の緩和について、必要な措置を講じること。

## (2)鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて

野生動物の生息範囲が拡大し、農林業被害が深刻化するなか、野生動物が起因する豚熱(CSF)や鳥インフルエンザ対策が急務となるなど、有害鳥獣の捕獲活動が一層重要となることから、有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金については、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。

### (3)特定外来生物防除等対策事業の補助制度の拡充について

特定外来生物防除等対策事業について、市町村の財政負担が大きいため、国の交付金の負担割合の増加や国と県の補助を併せて受けられるようにすること。

また、防除に有効な樹幹注入剤に関して、サクラに使用できるものしかないため、他の樹種への樹幹注入も実現できるよう特段の措置を講じること。

## 5 都市基盤の整備促進について

都市基盤の整備促進を図るため、国は次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じること。

## (1)防災・減災、国土強靱化対策等の延長について

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策は、期間を令和7年度までとしているが、自然災害の更なる激甚化、頻発化が懸念される中、災害対策は未だ十分ではないため、期間を延長すること。

特に「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」については、災害 対策に関する地方債の期間延長及び起債対象事業の拡充を図るとともに、恒久化につい ても検討を進め、継続が困難な場合は、代替となる制度を整備すること。

## (2)河川の監視強化について

洪水時に避難の判断材料にできるよう、国で管理している一級河川において河川監視カメラ、水位計を増設し、河川の監視強化を図ること。

## (3) 道路構造物の維持修繕について

地方公共団体が管理する道路や橋りょう等の道路構造物の老朽化に対し、長期にわたり安全性及び健全性を維持していくための財政負担は年々増加していることから、老朽化対策に要する調査費及び修繕費等について、国庫補助の対象を拡大するよう、更なる財政措置を講じること。

## (4)建設事業等への国庫補助金の確保について

建設事業等を適切に実施し、計画的な行政運営が図れるよう、国庫補助金については 事業計画に即した金額を確保すること。